

保護者 各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町立幼稚園の臨時休園の実施及び当該期間中の預かり保育の実施について（周知）

日頃から本町の幼児教育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、県内における新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を考慮し、下記の期間において臨時休園の措置を決定しました。

それに伴い、4月9日の入園式も延期となりましたので、お知らせします。

なお、管内の感染状況等により対応を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【臨時休園期間】 令和2年4月 9日（木）～ 令和2年4月22日（水）

【入園式(予定)】 令和2年4月23日（木）

また、臨時休園期間中、預け先が確保できない等、やむを得ない場合に限り、次のとおり預かり保育を実施します。

【利用条件】

- (1) 保護者や親戚等による家庭保育の対応ができない場合。
- (2) その他特別な事情により預け先の確保ができない場合。

【利用可能時間】

区分	利用可能時間
通常の預かり保育の利用決定を受けている場合	8:15 ～ 最大18:30
通常の預かり保育の利用決定を受けていない場合	8:15 ～ 14:00

【預かり保育実施期間】 令和2年4月10日（金）から臨時休園期間の終了日まで

【留意事項】

- ① 朝夕にお子さんの検温や体調観察を行い、発熱や風邪の症状等がある場合は、登園をお控えください。
- ② 感染症対策に必要な用品等についても、可能な限り各家庭でも準備・持参させてください。
- ③ 臨時休園期間中の預かり保育では、給食の提供はありません。弁当・水筒等を持参させてください。
- ④ 「おやつ代」や「教材費」などの実費負担については、各園に確認してください。
- ⑤ 期間中に園内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、預かり保育を中止します。
- ⑥ 利用を希望される場合、下部の「預かり保育利用申出書」を各園に提出してください。

▼ 切り取り線

【預かり保育利用申出書】

上記の利用条件及び留意事項を確認し、預かり保育の利用について、次のとおり申し出ます。

令和2年 月 日 (利用日までに各園に提出してください。) 【利用施設】 幼稚園

利用園児名		緊急連絡先	
保護者氏名		利用時間	時 分まで(お迎えの時間)